

介護保険地域密着型サービス事業者

指 定 申 請 の 手 引 き

令和3年度改正版

令 和 4 年 1 月

津山市 環境福祉部
社会福祉事務所
高齢介護課

目 次

I	地域密着型サービスについて	3
1	地域密着型サービスとは	3
2	利用者について	3
3	主な関係法令等	3
II	事業者指定の概要	5
1	指定要件について	5
2	指定申請窓口	5
3	指定に向けたスケジュールと申請書の提出について	6
(1)	指定に向けたスケジュール	6
(2)	提出方法及び提出部数	6
4	指定を受けるに当たっての留意事項について	6
5	介護保険法以外の法律による規制について	7
6	指定を受けた後の注意事項について	7
(1)	変更届について	7
(2)	廃止・休止について	7
(3)	再開について	8
(4)	指定の更新について	8
III	指定基準・申請手続き	9
1	申請書類の作成について（全サービス共通事項）	9
(1)	指定申請書（様式第1号）	9
(2)	事業所の指定に係る記載事項（付表1～付表13）	9
(3)	添付書類	10
(4)	その他	11
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12
(1)	指定基準	12
(2)	指定申請に必要な書類	14
3	夜間対応型訪問介護	15
(1)	指定基準	15
(2)	指定申請に必要な書類	17

4	地域密着型通所介護	1 8
(1)	指定基準	1 8
(2)	指定申請に必要な書類	1 9
5	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	2 0
(1)	指定基準【単独型・併設型】	2 0
(2)	指定基準【共用型】	2 1
(3)	指定申請に必要な書類	2 2
6	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	2 3
(1)	指定基準	2 3
(2)	指定申請に必要な書類	2 5
7	看護小規模多機能型居宅介護	2 6
(1)	指定基準	2 6
(2)	指定申請に必要な書類	2 9
8	変更に伴う手続き	2 9
IV	介護給付費算定に係る体制等に関する届出及び必要書類について	3 1
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出について	3 1
(1)	事業を開始する場合	3 1
(2)	指定申請に必要な書類	3 1
(3)	加算を取りやめる場合	3 1
(4)	減算の場合	3 2
2	介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類について	3 4
	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】	3 4
	【夜間対応型訪問介護】	3 5
	【地域密着型通所介護】	3 6
	【認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護】	3 8
	【小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護】	4 0
	【地域密着型特定施設入居者生活介護】	4 1
	【認知症対応型共同生活介護】	4 3
V	厚生労働大臣が定める研修について	4 4
1	計画作成担当者研修	4 4
2	管理者研修	4 4
3	代表者研修	4 5

I 地域密着型サービスについて

1 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される介護保険サービスが地域密着型サービスです。

介護保険法第8条第14項及び第8条の2第12項において、地域密着型サービスの種類は、以下のように分類されます。

【地域密着型サービスの種類】

サービス名称	サービス区分
地域密着型サービス	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護予防サービス	○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護

2 利用者について

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、原則、その市町村の方だけが利用できる介護サービスです。このため、津山市内の地域密着型サービスは、原則、津山市の住民（被保険者）以外は利用できません。

3 主な関係法令等

地域密着型サービスの主な関係法令は、下記のとおりです。なお、この他にも通知、事務連絡により取扱いが示されています。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

- ・津山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月18日津山市条例第44号）
- ・津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月18日津山市条例第45号）
- ・介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成25年3月18日津環社高第6862号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第128号）

（参考）

- ・指定地域密着型介護サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）

Ⅱ 事業者指定の概要

1 指定要件について

事業所の指定を受けるには、事業運営の基準（指定基準）を満たす必要があります。また、介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当する場合、地域密着型サービス事業者の指定は受けられません。

【指定を受けられない場合（例）】

- ・申請者が法人でないとき
- ・申請に係る事業所従業員の知識及び技能並びに人員が、市の条例で定める基準若しくは市の条例で定める員数又は市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの従業者に関する基準を満たしていないとき
- ・申請者が、市の条例で定める地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき
- ・当該申請に係る事業所が津山市の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき
- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき 等 ※

※ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号については、「(参考様式9-1) 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書」及び「(参考様式9-2) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書」にてご確認ください。

2 指定申請窓口

担当課 津山市 環境福祉部 社会福祉事務所 高齢介護課
住 所 〒708-8501 津山市山北520
電 話 0868-32-2070（直通）
FAX 0868-32-2153
E-mail kaigo@city.tsuyama.lg.jp

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」は、指定数を制限しませんが、指定要件を満たす地域密着型サービス事業者として望ましい事業者であることが条件となります。

全ての地域密着型サービスの申請にあたっては、必ず事前相談を行っていただきます。

3 指定に向けたスケジュールと申請書の提出について

(1) 指定に向けたスケジュール

事前相談 → 申請書等受付 → 審査 → 申請書受理 → 指定通知
(要予約) (指定予定日の 前々月末日まで) (原則 1 日付)

【事前相談】

新規指定の申請を予定している事業者は施設整備に着手する前にご相談ください。事前相談は必ず電話連絡の上、日時を予約してご来庁ください。

提出書類 設立計画書（様式は連絡いただき次第送付します。）
定款又は登記簿謄本、平面図、資金計画（5 年分）、職員体制

【指定申請書受付】

必要書類は「Ⅲ 指定基準・申請手続き」を確認してください。

(2) 提出方法及び提出部数

提出方法：電子メールまたは郵送、窓口持参

ただし、電子メールによる提出の場合は、文書を PDF 化し提出してください。

提出部数：1 部

4 指定を受けるに当たっての留意事項について

指定を受けるに当たっての留意事項は次のとおりです。基準を遵守し、適切なサービスの提供が行えるよう努めてください。

- ・「津山市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営等を定める条例」等は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために、必要最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
- ・指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置をとるように命令を行うこと

となります。

- ・地域密着型介護事業所の利用者の多くが、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居住する者で占められている状態（いわゆる「囲い込み」を指し、当該事業所と当該サービス付き高齢者向け住宅等の距離は問いません。）が生じないよう配慮してください。特に、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の各サービスについて、本市は指定後であっても条例で規定する「囲い込み」の要件に該当した場合、指定取り消しを行いますので十分注意してください。

5 介護保険法以外の法律による規制について

介護保険地域密着型サービスの指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることが必要ですが、事業所の土地や建物については、関係部署と協議し、必要な手続きを完了してください。

このため、それぞれの関係部署にお問い合わせのうえ、指定申請が行える状態（全ての条件を満たすことができ、指定申請を行うことに何ら問題のない状態）になってから事前相談を行ってください。

6 指定を受けた後の注意事項について

指定を受けた後、指定申請時の届出内容に変更が生じた場合、届出が必要になるものがあります。また、指定有効期間終了前には、指定更新のための手続きが必要になります。

（1）変更届について

地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、10日以内にその旨を市町村に届け出なければなりません。変更届は、介護給付費の算定や請求に関わる事項もありますので、提出前に内容や時期を確認してください。

※ 変更届に必要な書類は、「Ⅲ 8 変更に伴う手続き」（P 2 9）を確認ください。

（2）廃止・休止について

地域密着型サービス事業者は、当該サービス事業の廃止又は休止を行うときは、1ヶ月前までに届け出なければなりません。

また、事業を廃止、または休止しようとするときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、居宅介護支援事業者や他の居宅サービス事業者、その他関係者との連絡調整を行わなければなりません。連絡調整の内容について届出書に記載してください。

(3) 再開について

事業所を休止後、再開した場合には、再開した日から10日以内に届け出なければなりません。事後となっていますが、指定基準（人員基準・設備基準）を満たしていることの確認を要するため、事業の再開を検討する場合は、事前に津山市高齢介護課までご連絡ください。

(4) 指定の更新について

地域密着型サービス事業者は、6年ごとにその更新を受けなければ効力を失いますので、指定の更新申請が必要になります。指定の更新が行われた場合、その指定有効期限は、従前の指定有効期間満了日の翌日から起算されます。

津山市では指定更新に係る申請書の提出期限を、指定の有効期間の最終日の1月前までとしています。

(指定の有効期間満了日及び指定更新日の具体例)

指定を受けた日	有効期間満了日	指定更新日
令和2年10月1日	令和8年9月30日	令和8年10月1日
令和3年 5月1日	令和9年4月30日	令和9年 5月1日

Ⅲ 指定基準・申請手続き

1 申請書類の作成について（全サービス共通事項）

（１）指定申請書（様式第１号）

- ① 申請者の所在地・名称欄には、事業所を設置する法人の代表者を記入してください。
（社会福祉法人〇〇理事長〇〇、株式会社〇〇代表取締役〇〇等）
- ② 「代表者の住所」欄には、代表者個人の住所を記入してください。
- ③ 「実施事業」の欄には、申請しようとする事業に「○」を記入してください。
- ④ 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」は、事業を開始する日を記入します。
- ⑤ 別事業で指定を申請中（又は指定済み）の場合には、「既に指定を受けている事業の指定年月日」の欄に「申請中」又は指定年月日を記入してください。
- ⑥ 指定を既に受けている場合には、介護保険事業者番号の記入もお願いします。

（２）事業所の指定に係る記載事項（付表１～付表１３）

- ① 事業所の名称の設定は原則として自由です。
- ② 「管理者」欄には、常勤職員で管理を行う人を記入してください。
なお、管理者は専従となるため、事業の管理及び運営に支障が生じるおそれが有る場合には、管理業務の兼務は認められません。
また、兼務の管理者を置く場合には、「当該事業所で兼務する他の職種」の欄又は「同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務」の欄に記入してください。
（兼務が認められない例）

通所系サービス事業所の管理者が訪問系サービスの従事者を兼ねるような形での兼務は、双方の業務に支障を来すことになるので認められません。

- ③ 「人員に関する基準の確認に必要な事項」欄には、区分ごとの人数を事業開始時の確実な見込で記入してください。

（常勤）

常勤とは、勤務時間が、就業規則等によって事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者を言います。その他の場合には、「非常勤」として記入してください。

（専従）

「専従」、「専ら従事する」とはサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことを言います。その他の場合には、「兼務」として記入してください。

（常勤換算後の人数）

従業者の勤務延時間数を、事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を

下回る場合は32時間。※育児休業等の所定労働時間の短縮措置が講じられている職員は下限を30時間として取り扱うことが可能。) で除して算出してください。

なお、指定基準という常勤は、この常勤の従業者が勤務すべき時間を満たしている状態を言います。

- ④ 「施設に関する基準の確認に必要な事項」は、次のように記入してください。

「営業時間」

サービス提供時間について記入してください。

(3) 添付書類

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等

やむを得ず、定款変更前に申請する場合には、下記のものを添付してください。

- ・現在の登記事項証明書
- ・介護保険事業の実施について意思決定が行われた理事会・評議員会・役員会等の議事録の写し

また、議事録には、次のような事項について記載されていることが必要です。

ア 定款等の変更案

イ 職員の体制、職員確保の時期

ウ 会計の区分の方法

エ 事業の財源の確保方法等

※ 定款については、事業開始までに必要な手続きを済ませ、変更後の登記事項証明書を提出してください。

- ② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

従業者全員について、事業開始予定日から1ヶ月分の勤務割表を作成してください。

- ③ 管理者等の経歴書

職務に関連する必要な資格や経歴を具体的かつ正確に記載してください。

- ④ 従業者の資格を証明する書類の写し

研修修了証の写し、介護支援専門員登録証明書の写し等を添付してください。

- ⑤ 事業所の平面図、居室面積等一覧表、設備・備品等一覧表

事業所の写真については、原則提出不要です。現地確認いたします。ただし、現地確認ができない場合は、写真の提出を求めることがあります。

- ⑥ 運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要は、苦情に円滑かつ迅速に対応する体制を整備する計画について、それぞれの事業者の実情に応じて具体的に作成してください。

- ⑦ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容

契約書の写しを添付してください。

(4) その他

① 損害賠償責任保険の加入について

サービスの提供に当たって、損害を賠償すべき事故が発生した場合に備えて、事業開始までにできるだけ損害賠償責任保険に加入してください。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定基準、指定申請に必要な書類は以下のとおりです。この他、労働基準法、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合するよう留意してください。

(1) 指定基準

基 準	区 分	職 種	員数・資格等
人員基準	管理者		常勤専従 1 人 (ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)
	従業者	オペレーター 随時対応サービスとして、提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者	・提供時間帯を通じて 1 人以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、1 年以上の経験を有するサービス提供責任者（初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者は 3 年以上）も従事可。) ・ 1 人以上は常勤 ・原則専従 (ただし、利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護の職務に従事可能随時対応サービスの提供に支障がない場合、随時訪問サービスに従事可能)
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上 利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス、又は同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

人員基準	従業者	訪問看護サービスを行う看護師等	
		保健師、看護師 又は准看護師 (「看護職員」という。)	・常勤換算方法で2.5人以上 ・常勤の保健師又は看護師が1人以上 ・常時、看護職員のうち1人以上との連絡体制を確保すること
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	事業所の実情に応じた適当数 (配置しないことも可能)
		計画作成責任者	・当該事業所の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上
設備基準	事務室	事業の運営に必要な面積を有する専用区画 (間仕切りする等他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。)	
	相談室	利用申込の受付、相談等に対応するスペース	
	その他必要な設備及び備品	・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備 ・鍵付き書庫等個人情報を保護するための設備	
	オペレーターが使用する機器等	・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 (利用者からの通報を受けた際に瞬時に情報が把握できるもの。) ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 (地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。(携帯電話等でも可))	
	利用者に配布するケアコール端末	利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるもの	
運営基準	①基本取扱方針 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにすること 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること		
	②具体的取扱方針 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確		

運営基準	な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うこと 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うこと 特殊な看護等については、これを行ってはならない サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること ※その他の運営基準については、市条例をご確認ください。
------	---

(2) 指定申請に必要な書類

種 別	書 類 名
申請書	指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第1号様式）
事業所の指定に係る記載事項	付表2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項
添付書類	1 申請者の登記事項証明書又は条例等 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1) 3 研修の修了証、資格証の写し等 4 事業所の平面図 (参考様式3) 5 設備・備品等に係る一覧表 (参考様式5) 6 運営規程 7 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (参考様式7) 8 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類 9 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票及び加入状況を証する書類の写し 10 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書 (参考様式9-1)

	11 介護・医療連携推進会議の構成員 (参考様式 11-2)
	12 建築物関連法令協議記録報告書 (参考様式 12-1、12-2)
	13 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 (体制届出様式)

3 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護の指定基準、指定申請に必要な書類は以下のとおりです。この他、労働基準法、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合するよう留意してください。

(1) 指定基準

基 準	区 分	職 種	員 数
人員基準	管理者		常勤専従 1 人 (ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内等の他の事業所、施設などの職務に従事することができる。)
	従業者	オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合は、置かなくても可)	
		オペレーター (利用者からの通報受付業務に当たる従業者)	提供時間帯を通じて 1 人以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、1 年以上の経験を有するサービス提供責任者 (初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者は 3 年以上) も従事可。)
		面接相談員 (利用者の面接その他の業務を行う者)	提供時間帯を通じて 1 人以上 (オペレーターと同等の資格、知識経験を有する者を配置するよう努める事)
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	・提供時間帯を通じて専ら従事する者 1 以上を確保するために必要な数以上 ・利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービスに従事することができる
設備基準	事務室	事業の運営に必要な面積を有する専用区画 (間仕切りする等他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。)	

	相談室	利用申込の受付、相談等に対応するスペース
	その他必要な設備及び備品	・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備 ・鍵付き書庫等個人情報を保護するための設備
	オペレーターが使用する機器等	・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 (利用者からの通報を受けた際に瞬時に情報が把握できるもの。) ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 (地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。(携帯電話等でも可))
	利用者に配布するケアコール端末	利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるもの
運営基準	①基本取扱方針 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにすること 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること ②具体的取扱方針 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること ※その他の運営基準については、市条例をご確認ください。	

(2) 指定申請に必要な書類

種 別	書 類 名
申請書	指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第1号様式）
事業所の指定に係る記載事項	付表3 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項
添付書類	1 申請者の登記事項証明書又は条例等 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1) 3 研修の修了証、資格証の写し等 4 事業所の平面図 (参考様式3) 5 設備・備品等に係る一覧表 (参考様式5) 6 オペレーションセンターサービスの概要 (オペレーションセンターを設置する場合) 7 随時訪問サービスの委託先 (参考様式6) (他の訪問介護事業所に委託する場合) 8 運営規程 9 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (参考様式7) 10 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類 11 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票及び加入状況を証する書類の写し 12 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書 (参考様式9-1) 13 建築物関連法令協議記録報告書 (参考様式12-1、12-2) 14 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 (体制届出様式)

4 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の指定基準、指定申請に必要な書類は以下のとおりです。この他、労働基準法、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合するよう留意してください。

(1) 指定基準

基 準	区 分	職 種	員 数
人員基準	管理者		常勤専従 1 人（ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内等の他の事業所、施設などの職務に従事することができる。）
	従業者	生活相談員	提供時間数に応じて専従 1 人以上 （生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は常勤） （社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。）注 1 (P19)
		看護師又は准看護師	単位ごとに専従 1 人以上 利用定員が 10 人以下の場合は配置不要
		介護職員	・単位ごとに提供時間帯を通じて専従の従業員を ⇒利用者が 15 人以下の場合 介護職員 1 人以上 ⇒利用者が 16 ～ 18 人の場合 介護職員 2 名以上 （生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は常勤）
		機能訓練指導員	1 名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又きゅう師 の資格を有する者）※はり師及びきゅう師は従事経験要件有
利用定員	18 人以下		
設備基準	食堂及び機能訓練室	合計面積は、利用定員数× 3 m ² 以上	
	静養室、相談室及び事務室	相談室は、遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	
	サービス提供に必要な設備および備品	設備は、専ら当該事業の用に供するもの （ただし、サービス提供に支障がない場合は兼用可能）	

運営基準	①基本取扱方針 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと 介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること ②具体的取扱方針 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと 地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように。利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること ※その他の運営基準については、市条例をご確認ください。

注１：「社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者」

- １．大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する課目を修めて卒業した者
 - ２．厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程修了者
 - ３．社会福祉士
 - ４．厚生労働大臣指定の社会福祉事業従業者試験合格者
 - ５．精神保健福祉士
 - ６．大学において上記１．の課目を修めて、大学院への入学を認められた者
- 「同等以上の能力を有すると認められる者」
- １．介護支援専門員
 - ２．介護福祉士

(２) 指定申請に必要な書類

種 別	書 類 名
申請書	指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第１号様式）
事業所の指定に係る記載事項	付表４ 地域密着型通所介護事業所の指定に係る記載事項

添付書類	1	申請者の登記事項証明書又は条例等	
	2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	(参考様式 1)
	3	研修の修了証、資格証の写し等	
	4	事業所の平面図	(参考様式 3)
	5	設備・備品等に係る一覧表	(参考様式 5)
	6	運営規程	
	7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	(参考様式 7)
	8	損害賠償への対応が可能であることがわかる書類	
	9	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票及び加入状況を証する書類の写し	
	10	介護保険法第 7 8 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	(参考様式 9-1)
	11	運営推進会議の構成員	(参考様式 11-1)
	12	建築物関連法令協議記録報告書	(参考様式 12-1、12-2)
	13	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	(体制届出様式)

5 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の指定基準、指定申請に必要な書類は以下のとおりです。この他、労働基準法、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合するよう留意してください。

(1) 指定基準【単独型・併設型】

基 準	区 分	職 種	員 数
人員基準	管理者	- 必要な知識及び経験を有する者 - 厚生労働大臣が定める研修を修了した者	常勤専従 1 名（ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内等の他の事業所、施設などの職務に従事することができる。）
	従業者	生活相談員	提供時間数に応じて専従 1 名以上 ※生活相談員又は看護・介護職員のうち 1 名以上は常勤 （社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。）注 1 (P19)

		看護・介護職員	提供時間数に応じて専従１名以上かつ単位ごとに常時１名以上。利用者の処遇に支障がない場合は、他の単位と兼務可。 ※生活相談員又は看護・介護職員のうち１名以上は常勤
		機能訓練指導員	１名以上（兼務可）
利用定員	１２人以下		
設備基準	食堂及び機能訓練室	合計面積は、利用定員数×３㎡以上	
	静養室、相談室及び事務室	相談室は、遮へい物の設置などにより相談内容が漏えいしないよう配慮されていること	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	
	サービス提供に必要な設備および備品	設備は、専ら当該事業の用に供するもの (ただし、サービス提供に支障がない場合は兼用可能)	
運営基準	①基本取扱方針 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと 自己評価を行い、常にその改善を図ること		
	②具体的取扱方針 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと 認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないようそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう必要な援助を行うこと 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すること ※その他の運営基準については、市条例をご確認ください。		

(2) 指定基準【共用型】

基準	区分	職種、員数等
人員基準	管理者	・常勤専従1名（ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他の事業所、施設などの職務に従事することができる。なお、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内の他の事業所、施設などの職務に従事することができる。） ・必要な知識及び経験を有する者 ・厚生労働大臣が定める研修を修了した者

人員基準	従 業 者	・ 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入所者の数と当該事業の利用者の数を合計した数について、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の規定を満たすために必要な数以上
利用定員	1 日当たり 3 人以下 (ただし、グループホームを利用して行う場合は、ユニットごとに 1 日当たり 3 人以下)	
運営基準	【単独型・併設型】と同じ	

(3) 指定申請に必要な書類

種 別	書 類 名
申請書	指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第 1 号様式）
事業所の指定に係る記載事項	付表 5－1 （介護予防）認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（単独型・併設型）
	付表 5－2 （介護予防）認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（共用型）
添付書類	1 申請者の登記事項証明書又は条例等 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式 1） 3 管理者の経歴書（参考様式 2） 4 研修の修了証、資格証の写し等 5 事業所の平面図（参考様式 3） 6 設備・備品等に係る一覧表（参考様式 5） 7 運営規程 8 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式 7） 9 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類 10 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票及び加入状況を証する書類の写し 11 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式 9－2）

	11 運営推進会議の構成員 (参考様式 11-1)
	12 建築物関連法令協議記録報告書 (参考様式 12-1、12-2)
	13 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 (体制届出様式)

6 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の指定基準、指定申請に必要な書類は以下のとおりです。その他、労働基準法、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合するよう留意してください。

(1) 指定基準

基 準	区 分	職種・条件等	員数
人員基準	代表者	・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者	
	管理者	・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了している者	常勤専従1名（ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可） ※指定地域密着型介護老人福祉施設・指定地域密着型特定施設・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）・介護医療院との併設の場合、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が同一敷地内の場合、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業に従事する場合は兼務可。サテライト型の管理者は管理上問題がなければ、本体施設の管理者と兼務可。
	従業者	・1名以上は常勤、1名以上は看護職員 （指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）が併設されている場合、各々の事業所・施設が人員基準を満たす従業者を置いているとき、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の従業者はこれら4種類の施設等の職務との兼務可※ただし、看護職員については定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所等との兼務が可能となる場合がある） ・利用者の数は、前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数	

人員基準		日中	通いサービス	利用者の数が3 又はその端数を増すごとに 1 以上
			訪問サービス	1 名以上
		夜間	夜間及び深夜勤務	1 名以上
			宿直勤務	1 名以上
			ただし、宿泊サービス利用者がいない場合であって、訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備できているときは、宿直勤務及び夜間及び深夜勤務を行う従業者をおかないことができる	
	介護支援専門員	専従（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は事業所に併設する指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）又は介護医療院の職務との兼務可）		
登録定員	2 9 人以下 通　い：定員の 2 分の 1 から 1 5 人 （ただし登録定員が 26 人以上の場合は登録定員に応じて、それぞれ 16 人～18 人とすることができる。） 泊まり：通いサービス定員の 3 分の 1 から 9 人 ただし、サテライト型は、登録定員 1 8 名以下（通いは定員の 2 分の 1 から 1 2 人、泊まりは通いサービス定員の 3 分の 1 から 6 人） <u>※有料老人ホーム等の特定の建物に居住する利用者が登録定員の過半数を超える場合、指定取消の対象となるので十分注意すること（いわゆる「囲い込み」を禁止し、圏域住民のサービス利用を妨げないよう配慮すること。）</u>			
設備基準	・利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から、住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること ・設備は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。（ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能） ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること			
	居間及び食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さ		
	台所、宿泊室、浴室その他サービス提供に必要な設備、備品等	・宿泊室：定員 1 名、床面積 7.43㎡以上（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 名とすることができる。） ・個室以外の宿泊室を設ける場合（上記ただし書き部分）の合計床面積は（宿泊サービスの利用定員－個室定員）×7.43㎡以上 （1）構造はプライバシーが確保されたものであること （2）プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて差し支えない		

運営基準	①基本取扱い方針 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと 自己評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること ②具体的取扱方針 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない 通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない ※その他の運営基準については、市条例をご確認ください。

(2) 指定申請に必要な書類

種 別	書 類 名
申請書	指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第1号様式）
事業所の指定に係る記載事項	付表6 （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項
添付書類	1 申請者の登記事項証明書又は条例等 2 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 （参考様式1） 3 管理者の経歴書 （参考様式2） 4 研修の修了証、資格証の写し等 5 事業所の平面図 （参考様式3） 6 設備・備品等に係る一覧表 （参考様式5） 7 運営規程

添付書類	8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	(参考様式7)
	9	損害賠償への対応が可能であることがわかる書類	
	10	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票及び加入状況を証する書類の写し	
	11	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容	
	12	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要	
	13	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	(参考様式9-2)
	14	介護支援専門員の一覧	(参考様式10)
	15	運営推進会議の構成員	(参考様式11-1)
	16	建築物関連法令協議記録報告書	(参考様式12-1、12-2)
	17	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	(体制届出様式)

7 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護の指定基準、指定申請に必要な書類は以下のとおりです。
この他、労働基準法、建築基準法、消防法等、関連する法令に適合するよう留意してください。

(1) 指定基準

基準	区分	職種・条件等	員数
人員基準	代表者	・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了している者又は保健師もしくは看護師	
	管理者	・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了し	常勤専従1人（ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務との兼務可） ※指定地域密着型介護老人福祉施設・指定地域密着型特定施設・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）・介護医療院との併設の場合、指定定期巡

			ている者、又は保健師もしくは看護師	回・随時対応型訪問介護看護事業所が同一敷地内の場合、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業に従事する場合は兼務可。サテライト型の管理者は管理上問題がなければ、本体施設の管理者と兼務可。
	従業者		・ 1 名以上は常勤、1 名以上は看護職員 (指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）、介護医療院が併設されている場合、各々の事業所・施設が人員基準を満たす従業者を置いているとき、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の従業者はこれら 5 種類の施設等の職務との兼務可※ただし、看護職員については定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所等との兼務が可能となる場合がある） ・ 利用者の数は、前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数	
		日中	通いサービス	利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上
			訪問サービス	1 名以上
		夜間	夜間及び深夜勤務	1 名以上
宿直勤務			1 名以上	
ただし、宿泊サービス利用者がいない場合であって、訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備できているときは、宿直勤務及び夜間及び深夜勤務を行う従業者をおかないことができる				
人員基準	介護支援専門員	専従（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は事業所に併設する指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）、介護医療院の職務との兼務可）		
	登録定員	2 9 人以下 通 い：定員の 2 分の 1 から 1 5 人 (ただし登録定員が 26 人以上の場合は登録定員に応じて、それぞれ 16 人～18 人とすることができる。) 泊まり：通いサービス定員の 3 分の 1 から 9 人 ただし、サテライト型は、登録定員 1 8 名以下（通いは定員の 2 分の 1 から 1 2 人、泊まりは通いサービス定員の 3 分の 1 から 6 人） <u>※有料老人ホーム等の特定の建物に居住する利用者が登録定員の過半数を超える場合、指定取消の対象となるので十分注意すること（いわゆる「囲い込み」を禁止し、圏域住民のサービス利用を妨げないよう配慮すること。）</u>		
設備基準	・ 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から、住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること ・ 設備は指定看護小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。（ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能） ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること			

	居間及び 食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さ (ただし、通い定員を 16 人以上とする場合は、定員 1 人当たり 3 m ² 以上必要)
	台所、宿泊 室、浴室その 他サービス 提供に必要な 設備、備品 等	・宿泊室：定員 1 名、床面積 7.43 m²以上（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 名とすることができる。） ・個室以外の宿泊室を設ける場合（上記ただし書き部分）の合計床面積は (宿泊サービスの利用定員－個室定員)×7.43 m²以上 (1) 構造はプライバシーが確保されたものであること (2) プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて差し支えない
運営基準	①基本取扱い方針 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと 自己評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること ②具体的取扱方針 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない 通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない ※その他の運営基準については、市条例をご確認ください。	

(2) 指定申請に必要な書類

種 別	書 類 名
申請書	指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定申請書（第1号様式）
事業所の指定に係る記載事項	付表10 看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項
添付書類	1 申請者の登記事項証明書又は条例等 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） 3 管理者の経歴書（参考様式2） 4 研修の修了証、資格証の写し等 5 事業所の平面図（参考様式3） 6 設備・備品等に係る一覧表（参考様式5） 7 運営規程 8 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式7） 9 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類 10 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票及び加入状況を証する書類の写し 11 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容 12 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 13 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-1） 14 介護支援専門員の一覧（参考様式10） 15 運営推進会議の構成員（参考様式11-1） 16 建築物関連法令協議記録報告書（参考様式12-1、12-2） 17 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項（体制届出様式）

8 変更に伴う手続き

指定申請時の事項に変更が発生した場合には、変更の届出が必要になります。なお、届出に必要な書類は下記のとおりです。

ア 変更届出書

変更届出のための書類です。必要事項を記入の上、提出してください。

イ 事業所の指定に係る記載事項

各付表に変更後の内容を含め、全項目を記入の上、提出してください。

ウ 添付書類

上記「添付書類」欄に記載されている書類のうち、変更があった項目に関する書類のみ提出してください。

IV 介護給付費算定に係る体制等に関する届出及び必要書類について

1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費は、一定の条件のもと、その内容を届け出ることにより加算し、又は割引（厚生労働大臣が定める基準により算定した額より低い費用の額）することが可能になります。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、地域密着型サービス事業者として指定された後、提出してください。また、体制に変更があった場合も提出してください。

なお、提出時期等は下記のとおりです。

(1) 事業を開始する場合

指定申請と同時に提出してください。

(2) 指定申請後、新たに加算を算定する場合

サービス区分	届 出 日	加算算定開始日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	毎月 15 日以前	翌 月
介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月 16 日以降	翌々月
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	届出受理日が月の初日	当該月
地域密着型特定施設入居者生活介護	届出受理日が月の初日以外	翌 月

(3) 加算を取りやめる場合

事業所の体制を変更した結果、加算を算定できない状況が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。この場合、加算等が算定できなくなった事実が発生した日から加算等の算定を中止することになります。

また、届出を行わず算定して請求を行った場合には不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるため、返還措置を講ずることとなります。なお、悪質と認めら

れた場合には、指定の取消となることもありますのでご注意ください。

(4) 減算の場合

下記の項目に該当する場合には減算の届出を行ってください。

項 目	内 容
定員超過利用	利用者等の数が定員を超えた場合には、定員超過利用開始月の翌月から解消月までの間、利用者等の全員について減算する。ただし、災害や虐待の受け入れなど、やむをえない理由によって定員超過利用が発生した場合には、定員超過利用開始月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむをえないと認められる場合には、翌月も含む）の翌月からではなく、やむをえない理由がないのにその翌月まで定員超過利用が継続している場合に災害等が生じた月の翌々月から減算となる。
看護・介護職員の人員基準欠如	人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する。 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）
看護・介護職員以外の人員基準欠如	その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。） なお、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を終了していない場合についても、同様の取扱いとする。また、指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。

項 目	内 容
夜勤体制による減算	夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が、ある月において4日以上発生した場合
身体拘束廃止未実施	事業所において身体拘束が行われていた場合ではなく、身体拘束等を行う場合の記録を行っていない場合及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない、身体拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までについて、利用者全員について減算する。

2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行うには、下記の書類及び添付資料が必要になります。

- 提出書類
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - ・その他サービス種ごとの添付資料は下記の表のとおり

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
特別地域加算	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算	・添付書類なし
緊急時訪問看護加算	・緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
特別管理加算	・緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書
ターミナルケア加算	・緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書
総合マネジメント体制強化加算	・添付書類なし
認知症専門ケア加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・認知症専門ケア加算に係る確認表
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・サービス提供体制強化加算に係る確認表
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【終了時】 ・介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書 【変更時】 ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書

【夜間対応型訪問介護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
24時間通報対応加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
特別地域加算	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算	・添付書類なし
認知症専門ケア加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・認知症専門ケア加算に係る確認表
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・サービス提供体制強化加算に係る確認表
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【終了時】 ・介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書 【変更時】 ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書

【地域密着型通所介護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	・ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ・ 利用延人員数計算シート
時間延長サービス体制	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 運営規定（時間延長サービスの料金等が記載されたもの）
入浴介助加算	・ 添付書類なし
中重度者ケア体制加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 中重度者ケア体制加算に係る確認表
生活機能向上連携加算	・ 添付書類なし
個別機能訓練加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 機能訓練指導員の資格証の写し
ADL 維持等加算	・ ADL 維持等加算に係る届出書
認知症加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 認知症加算に係る確認表
若年性認知症利用者受入加算	・ 添付書類なし
栄養アセスメント加算 栄養改善加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 管理栄養士の資格証の写し （※外部との連携により、管理栄養士を配置した場合は、外部と連携したことが分かる契約書（協定）等の写し）
口腔機能向上加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 口腔機能向上サービスを行う言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証の写し
サービス提供体制強化加算	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・ サービス提供体制強化加算に係る確認表
科学的介護推進体制加算	・ 添付書類なし

介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【終了時】 ・介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書 【変更時】 ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書
--	---

【認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ・利用延人員数計算シート
時間延長サービス体制	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・運営規定（時間延長サービスの料金等が記載されたもの）
入浴介助加算	・添付書類なし
生活機能向上連携加算	・添付書類なし
個別機能訓練加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・機能訓練指導員の資格証の写し
ADL 維持等加算	・ADL 維持等加算に係る届出書
若年性認知症利用者受入加算	・添付書類なし
栄養アセスメント加算 栄養改善加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・管理栄養士の資格証の写し （※外部との連携により、管理栄養士を配置した場合は、外部と連携したことが分かる契約書（協定）等の写し）
口腔機能向上加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・口腔機能向上サービスを行う言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員の資格証の写し
科学的介護推進体制加算	・添付書類なし
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・サービス提供体制強化加算に係る確認表

介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【終了時】 ・介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書 【変更時】 ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書
--	---

【小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
特別地域加算	・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算	・添付書類なし
若年性認知症利用者受入加算	・添付書類なし
看護職員配置加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・看護師又は准看護師の資格証の写し
看取り連携体制加算	・添付書類なし
訪問体制強化加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
総合マネジメント体制強化加算	・添付書類なし
科学的介護推進体制加算	・添付書類なし
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・サービス提供体制強化加算に係る確認表
介護職員処遇改善加算介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 【終了時】 ・介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書 【変更時】 ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
入居継続支援加算	・ 入居継続支援加算に関する届出
生活機能向上連携加算	・ 添付書類なし
個別機能訓練体制	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 機能訓練指導員の資格証の写し
ADL 維持等加算	・ 添付書類なし
夜間看護体制加算	・ 夜間看護体制に係る届出書 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 看護職員の資格証の写し
若年性認知症入居者受入加算	・ 添付書類なし
看取り介護加算	・ 看取り介護体制に係る届出
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 「認知症介護実践リーダー研修」終了証の写し
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 「認知症介護実践リーダー研修」終了証の写し ・ 「認知症介護指導者研修」終了証の写し
科学的介護推進体制加算	・ 添付書類なし
サービス提供体制強化加算	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・ サービス提供体制強化加算に係る確認表

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・<u>介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書</u> 【終了時】 ・<u>介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書</u> 【変更時】 ・<u>介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書</u>

【認知症対応型共同生活介護】

介護給付費算定に係る体制等の種類	添 付 書 類
夜間支援体制加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
若年性認知症利用者受入加算	・ 添付書類なし
看取り介護加算	・ 添付書類なし
医療連携体制加算 (介護予防認知症対応型共同生活介護を除く)	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 看護師の資格証の写し (協力医療機関・訪問看護ステーションと連携する場合は、契約書の写し) (事業所の看護師の場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表及び看護師の資格証の写し) ・ 24時間のオンコール体制が確保されていることがわかるもの ・ 重度化した場合の対応に係る指針
認知症専門ケア加算	・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 認知症専門ケア加算に係る確認表
サービス提供体制強化加算	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・ サービス提供体制強化加算に係る確認表
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	【申請時】 ・ <u>介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書</u> 【終了時】 ・ <u>介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書</u> 【変更時】 ・ <u>介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書</u>

様式の定めのあるものは、次のページからダウンロードできます。

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=61>

V 厚生労働大臣が定める研修について

1 計画作成担当者研修

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護で計画作成担当者業務を行うためには、下記の厚生労働大臣が定める研修を受ける必要があります。

サービスの種類	研 修
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	「実践者研修」、「基礎課程」のいずれかを修了している者

2 管理者研修

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護で管理者業務を行うためには、下記の厚生労働大臣が定める研修を受ける必要があります。

サービスの種類	研 修
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)	認知症対応型サービス事業管理者研修

3 代表者研修

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護で代表者業務を行うためには、次の厚生労働大臣が定める研修を受けることが必要になります。

サービスの種類	研 修
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)	認知症対応型サービス事業開設者研修 ただし、下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなす。 ・実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 ・基礎課程又は専門課程 ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修